

議案第 6 1 号

岩倉市都市公園条例の一部改正について

岩倉市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市都市公園条例の一部を改正する条例

岩倉市都市公園条例（平成２５年岩倉市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 有料公園施設 市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。

第７条第５項中「付す」を「付する」に改める。

第９条の次に次の７条を加える。

（有料公園施設）

第９条の２ 有料公園施設は、次の表のとおりとする。

都市公園の名称	有料公園施設	公園施設の種類
夢さくら公園	休憩室（２階）	休憩所

（有料公園施設の利用時間）

第９条の３ 有料公園施設の利用時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（有料公園施設の休業日）

第９条の４ 有料公園施設の休業日は、１月１日から１月３日まで及び１２月２９日から１２月３１日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開業し、又は臨時に休業することができる。

（有料公園施設の利用の許可）

第９条の５ 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２ 前項の許可を受けようとする者は、利用の目的、利用する日時、利用する施設の名称等を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

３ 第１項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

４ 市長は、有料公園施設の管理に支障を及ぼさないと認める場合及び公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないと認める場合に限り、第１項又は前項の許可を与えることができる。

５ 市長は、第１項又は第３項の許可に有料公園施設の管理上必要な範囲

内で条件を付することができる。

- 6 第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可を受けた有料公園施設の範囲内で第7条第1項第5号の許可を受けたものとみなす。

(有料公園施設の特別の設備等)

- 第9条の6 前条第1項又は第3項の許可を受けた者は、有料公園施設に特別な設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(有料公園施設の利用者の義務)

- 第9条の7 第9条の5第1項又は第3項の許可を受けた者は、有料公園施設の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第9条の5第5項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

(有料公園施設の許可の取消し及び利用の中止命令)

- 第9条の8 市長は、第9条の5第1項又は第3項の許可を受けた者が前2条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第9条の5第1項又は第3項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

第14条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「使用料」を「第1項の使用料」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 8 市長は、特別の理由があると認める場合は、第2項の使用料を減免することができる。

第14条第5項中「使用料」を「第1項の使用料」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「使用料の」を「第1項の使用料の」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「使用料の」を「第1項の使用料の」に、「使用料が」を「第1項の使用料の額が」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第9条の5第1項又は第3項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、当該者が市内に住所を有しない者である場合の使用料は、当該使用料の額の2倍の額とする。

(1) 午前9時から午前11時まで 250円

(2) 午前11時から午後1時まで 250円

(3) 午後 1 時から午後 3 時まで 250 円

(4) 午後 3 時から午後 5 時まで 250 円

第 21 条第 1 号中「同条第 1 項各号」を「第 7 条第 1 項各号」に改め、
同条第 2 号中「同条各号」を「第 8 条各号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、同年 3 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 有料公園施設の利用の許可に必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の岩倉市都市公園条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 前項の規定により施行日前に施行日以後の有料公園施設の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、施行日前においても、この条例による改正後の岩倉市都市公園条例第 14 条第 2 項各号に定める額とする。

